

E i w a N e w s

年末調整について

平成 19 年 12 月
(No. 029)

あわただしい師走となり、年末に向けての準備に追われる時期かと思えます。
今回は、その準備の一つである年末調整についてご紹介いたします。

[1] 定率減税の廃止と所得税の税率改正

平成 11 年分より実施されていましたが定率減税（昨年最高 12 万 5 千円）が廃止され、本年分以後の所得税については適用がなくなりました。

また、国から地方への税源移譲に伴い所得税率が改正されていますのでご注意ください。

年末調整のための所得税額の速算表（平成 19 年分以降）

課税給与所得金額又は 課税退職所得金額 (A)	税 額
195 万円以下	(A) × 5%
195 万円超 330 万円以下	(A) × 10% - 97,500 円
330 " 695 "	(A) × 20% - 427,500 円
695 " 900 "	(A) × 23% - 636,000 円
900 " 1,800 "	(A) × 33% - 1,536,000 円
1,800 "	(A) × 40% - 2,796,000 円

[2] 地震保険料控除

損害保険料控除が改組され、居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とする、損害保険契約等に係る地震保険料又は掛金を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高 5 万円）を「地震保険料控除」として、総所得金額等から控除することとされました。

また、経過措置として平成 18 年 12 月 31 日までに締結した「長期損害保険契約等」については、従前の損害保険料控除と同様の金額を控除（最高 1 万 5 千円）することができます。

地震保険料控除と損害保険料控除をともに適用する場合には、控除額は合わせて最高 5 万円となります。

[3] 住宅借入金等特別控除

(1) 平成 18 年末までに入居し、住宅借入金等特別控除の適用がある方（特例）

今回の税源移譲の実施に伴い、所得税額が減少し、住民税額が増加しております。そのため、所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除しきれない額が生じた場合の対応として、その控除しきれない額を翌年度分の住民税額から控除することができるようになりました。

控除しきれない額がある場合には、源泉徴収票の摘要欄「住宅借入金等特別控除可能額」に、年末調整で控除した住宅借入金等特別控除額と控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額との合計額を記載します。

なお、この特例の適用を受けるためには、毎年、3 月 15 日（平成 20 年は 3 月 17 日）までに、「市町村民税及び道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要となります。

(2) 平成 19 年中に入居した方

平成 19 年中に入居し、住宅借入金等特別控除を受ける場合には、次の①又は②のいずれかを選択することになります。

- ① 1～6 年目 住宅借入金等の年末残高 × 1.0%（控除限度額：25 万円）
7～10 年目 住宅借入金等の年末残高 × 0.5%（控除限度額：12.5 万円）
- ② 1～10 年目 住宅借入金等の年末残高 × 0.6%（控除限度額：15 万円）
11～15 年目 住宅借入金等の年末残高 × 0.4%（控除限度額：10 万円）

[4] 事務の電子化に関する改正

給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書について、一定の要件の下で、書面による交付に代えて、電磁的方法により提供することができることとされました。

源泉徴収関係書類（給与所得者の扶養控除等申告書、退職所得の受給に関する申告書等）についても、一定の要件の下で、書面による提出に代えて、電磁的方法による提供を行うことができます。

なお、退職所得の源泉徴収票及び退職手当等の支払明細書等は、平成 20 年 1 月 1 日以後に交付するものについて、電磁的方法により提供することができます。

以上、年末調整の変更点についてご紹介いたしましたが、ご不明なこと等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本年も、皆様にはご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます。

来年も、皆様のお役に立てますよう、精進してまいります。

引き続き、弊事務所および EiwaNews をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。